

人権コラム 心、豊かに

◆ 新しい教科書を手にするまで

4月、新学期を迎えた小中学校の教室で新しい教科書を手にする子どもたち一。

昭和44年、小中学生に教科書が「無償」で配られるようになりました。それまで、教科書は各家庭で準備しなければならず、古い教科書を譲ってもらい足りない教科書だけを購入するなど、多くの家庭では苦労が絶えませんでした。

四国のとある地区の母親たちの苦労はより一層、困難を極めていました。母親たちが幼かった頃、親は部落住民であることを理由に就職差別などを受け、辛く苦しい生活を強いられていました。そんな親を助けようと、学校を休み家の手伝いや働きに出ましたが、十分な教育を受けられなかったことで、結果的に安定した仕事に就けない状態に…。せめてわが子には「学校で勉強させたい」と強く願えども、不安定な仕事ゆえ教科書の購入は、生活を脅かす大きな壁となっていました。

母親たちは、学校の先生と部落問題をはじめ様々な学習を重ねていく中で、憲法26条の『義務教育は、これを無償とする』という条文に出会います。「自分と同じ思いをさせたくない」との願いは、「憲法で義務教育を無償とうたっているのだから、教科書も無償にし、子どもたちに十分な教育を受けさせたい」という熱い想いに変わり、その想いは教科書無償化運動に繋がります。

直ちに教科書が無償とはなりませんでした。粘り強く運動を続け、それが多くの住民や団体等に支持され、やがてこの運動は全国に広がります。その後『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』が成立し、子どもたちは無償の教科書を手にすることができるようになりました。

今も子どもたちは、みな平等に教科書を手に教育を受けています。教科書無償化の歴史は、差別が引き起こした弊害の重みを気づかせてくれると同時に、負の連鎖を断ち切り、差別を繰り返さないために共に助け合い行動することの大切さも伝えてくれます。